

平成26年度糸魚川市生徒指導部活動報告

部長 水嶋信一 木浦小学校

1 研究主題

糸魚川市が示した0歳から18歳までの「子ども一貫教育方針」を踏まえ、「いじめ防止のための各校の取組の充実」を目指して取組を進めてきた。

2 研究の概要

平成25年9月28日に、「いじめ防止対策推進法」が施行され、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定することになった。それを受けて、昨年度までに各校で策定された「学校いじめ防止基本方針」を持ち寄り、内容を吟味したり、互いの良い点を取り入れたりすることで、より実効性の高い「学校いじめ防止基本方針」を策定することを目的に部員及び各校の生徒指導担当者を対象とした研修会を開催するとともに、中学校区を中心とした情報交換による取組を進めてきた。

3 研究の実際

(1) 生徒指導研修会の開催

ア テーマ「～学校いじめ防止基本方針をより実効性のあるものにするには～」

会場 糸魚川中学校 11月19日（水）

イ 講師 糸魚川市教育委員会こども課指導主事 猪又千恵子 様

演題 「糸魚川市いじめ防止基本方針(案)」の説明

「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A(生徒指導リーフ増刊号)による指導

ウ 概要

生徒指導部員・教頭20名の参加により行われた。研修では、猪又指導主事から「糸魚川市いじめ防止基本方針(案)」の説明を受けた後、中学校区単位で各校の「学校いじめ防止基本方針」について読み合わせと協議を行った。その後、猪又指導主事からの「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A(生徒指導リーフ増刊号)による指導を受け、各校の「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行うための研修を行なった。

(2) 中学校区の取組

市内には4つの中学校区がある。各中学校区ごとに定期的に生徒指導やいじめ・不登校の事案について情報交換を行い、小中が行動連携を図っている。

4 成果と課題

各校では「学校いじめ防止基本方針」がすでに策定されていたが、「糸魚川市いじめ防止基本方針(案)」との整合性が図られていないものや組織及び実効性が未整備なものもあり、今後さらに改善していく必要がある。個々の教員が抱え込むことなく組織で対応し、校長のリーダーシップのもとに自校のいじめは絶対に見逃さない、いじめられている児童生徒の命や心身を守るという強い姿勢を児童生徒や保護者・地域に示していかなければならない。